

## ○宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金事業者登録規程

令和6年8月1日

(目的)

第1条 本補助金の目的及び活用方法などを市民に周知するために一番身近である家電販売事業者へ協力を求める。加えて当該補助金について市と事業者間での情報共有を行うことでスムーズな事業執行を図る。

(登録要件)

第2条 登録事業者になろうとするものは、次の各号に各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に事業所・店舗があること
- (2) 市税等の納税義務を果たしていること
- (3) 暴力団関係者ではないこと

(登録)

第3条 登録事業者になろうとするものは、次の各号に掲げる書類を提出する。

- (1) 宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金事業者登録申請書
- (2) 店舗の位置情報（地図等）及び店舗外観写真
- (3) 市税等の完納証明書
- (4) 確定申告書又は開業・廃棄等届出書(法人の場合は法人設立届出書)

2 前項の規定により登録を受けたものへは、通知行い、市のホームページへも掲載する。

3 登録の有効期間については、登録した日から当該年度末までとする。

(要請事項)

第4条 登録事業者は、次の各号に定める事項について協力するものとする。

- (1) チラシやポスターの店頭設置による周知
- (2) 補助金を受ける市民への申請手続き補助（消費電力記載、補助対象製品の案内等）
- (3) 宮古島市からの補助金にかかる調査等への協力